

税務と経営

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号

新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990

FAX (06) 6885-3991

URL <http://www.ep-support.com/>E-mail support@ep-support.co.jp

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

ヒント

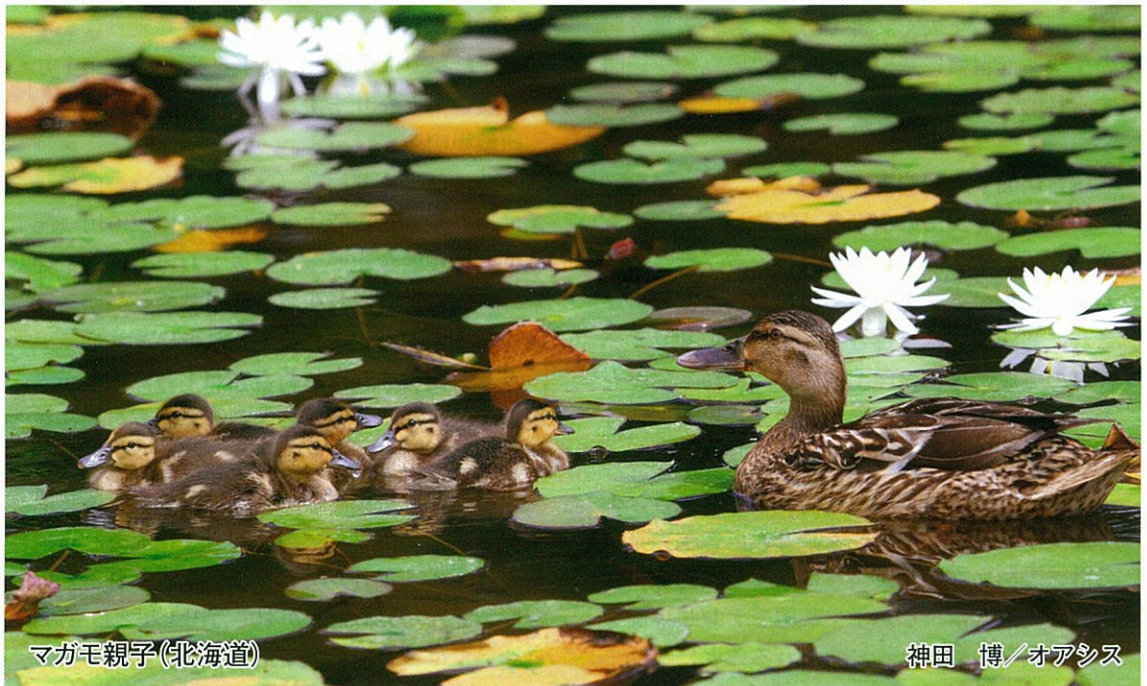
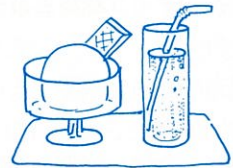
送料無料

神戸に本社を置く、磁石の専門
 商社、二六製作所は、注文金額に
 かかわらず送料・代引き手数料無料、即日発送。
 また、梱包方法は気配りが行き届き、過剰包装
 ではなく徹底している。更に、梱包担当者と社
 長の八田明彦氏の直筆署名入りのあいさつ状も
 添える。磁石1個の値段は数十円から。中心的
 な価格帯は数百円。極端な例では、29円の磁石
 1個を沖縄の離島に発送することもあり、その
 場合の送料は2千円近い。完全な赤字だ。しか
 し、同社の規模で、年間の送料は数百万円レベ
 ル。それを広告宣伝費に使うよりは、お客様に
 確実に喜ばれ、リピーターになってもらえれば、
 最も効果的な販促戦略になる、と。Fole所載。

ヒント

税務 ミニガイド

キャンセル料に対する消費税につい
 て、そのキャンセル料が解約に伴う事
 務手数料としての性格のものであれば
 役務の対価として消費税の課税対象と
 なります。一方、解約に伴い発生する
 逸失利益の賠償金としての性格であら
 ば、資産の譲渡等の対価に該当せず課
 税の対象にはなりません。



マガモ親子(北海道)

神田 博/オアシス

請負契約書の収入印紙 俳優等の専属契約書なども

□印紙税

印紙税は、印紙税法に規定する20種類の課税文書を作成した時に、その作成者がその課税文書に収入印紙を貼付することによって納税する税金です。

今回は、その20種類の課税文書の中から、「請負に関する」契約書（第2号文書）についてみていきましょう。

□契約と契約書

契約とは、二以上の当事者の意思表示の合致によって成立する法律行為をいい、一般的には一方の当事者の申し込みに対して、他方の当事者が承諾することにより成立します。

印紙税法における契約書とは、契約証書、協定書、約定書、覚書その他文書の名称のいかんにかかわらず、契約当事者間において契約（その予約を含みます）の成立、更改、内容に変更や補充の事実を証明する目的で作成される文書をいいます。

また、念書、請書など契約の当事者の一方のみが作成する文書や契約の当事者の全部あるいは一部の署名を欠く文書であっても、当事者間の了解や商習慣に基づいて契約の成立等を証明する目的で作成されるものも契約書に含まれます。

□請負に関する契約書

請負とは、民法第632条〔請負〕に規定する請負をいいますので、当事者の一方（請負人）がある仕事の完成を約し、相手方（注文者）がこれに報酬を支払うことを約束することです。仕事の完成には、建設工事のように有形的なもののほか、警備、機械保守点検、清掃などの役務の提供も含まれます。

したがって、具体的には工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、会計監査契約書などが請負に関する契約書に該当し、プロスポーツ選手や映画やテレビ俳優などの専属契約書もこれに含まれることになりま



○時刻の電話サービスは117番、天気予報は177番ですが、この177番は最初、元首相であり、早稲田大学の創立者でもあった大隈重信の電話番号だった。1890年に東京、横浜一带に日本で初めて電話が開通した。そのときは、東京で155名、横浜で42名しかいなく。番号は申し込み順だった。実業家・渋沢栄一は158番、日本の郵便制度創始者・前島密は248番だった。



す。

□他の類型の文書となる場合

請負に関する契約書に該当するものであっても、営業者間において継続する複数の取引の基本的な取引条件を定めるものは、印紙税では「継続的取引の基本となる契約書」（第7号文書）に該当することがあります。

また、運送契約については、契約の類型上、一般的には請負契約に含まれると考えられますが、印紙税では「運送に関する契約書」（第1号の4文書）となります。

□印紙税額

請負に関する契約書（第2号文書）の印紙税額は、記載された契約金額に応じて200円（記載された契約金額が1万円以上100万円以下のもの）から60万円（記載された契約金額が50億円を超えるもの）まで定められています。

なお、記載された契約金額が1万円未満のものは非課税、契約金額の記載のないものの印紙税額は200円となっています。

また、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に関する契約に基づき作成される契約書で平成30年3月31日までに作成されるもの（記載された契約金額が100万円を超えるもの）については、軽減措置が適用されます。

美術品等の減価償却の可否 —取扱いの変更—

平成27年1月1日以後に取得する美術品等の減価償却の取扱いに変更がありました。

1. 変更前の取扱い

「時の経過によりその価値が減少しないもの」は減価償却資産から除く。美術品等を減価償却資産とすべきかどうかの判断は極めて困難であるため、その判断基準は従前の通達では次のように定められていました。

美術関係年鑑等に登載されている者は、プロの作品とし、その者の制作による絵画等は、原則として減価償却資産に該当しないこと。又、取得価額が1点20万円（絵画にあつては号2万円）未満であるものは減価償却資産とされてきました。旧通達の発遣後30年程経過したこともあり、美術品等の多様化や経済状況等の変化に対応し、昨年12月に新通達が発遣されました。

2. 変更後の取扱い

平成27年1月1日以後に取得する美術品等については次のようになりました。

まず、古美術品、古文書等などの歴史的価値を有し、代替性のないものについては、前述の「時の経過によりその価値の減少しないもの」として、減価償却資産に該当しないものの扱いに変更はありません。

一方、取得価額が1点100万円以上の美術品等については、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除き、減価償却資産に該当しないこととし、1点100万円未満である美術品等については、時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除き、減価償却資産に該当することとなりました。

3. 留意点

この改正は、過去に遡って適用はしませんが、平成27年1月1日前に取得された美術品等が、新通達により減価償却資産に該当し、適用初年度において事業の用に供されていれば、適用初年度から減価償却を行うことができます。

ナマの税務相談室

Q いつぞやは大変お世話になりました甲です。今日は田舎の友人から来年の申告のことで相談を受けた件で参りました。

A いやー暫くです。甲さんもお元気そうではないですか。

Q 早速ですが、S県で長年小売り店舗を営んでいる友人からの質問の概要をお話させていただきます。都市計画事業で店舗と敷地が買い取られることとなり、申し出があつてから3か月後に受託し、次のような補償金を受け取りました。

- | | |
|-----------------|---------|
| 1、敷地の買い取り補償金 | 2,500万円 |
| 2、木造建物の移転補償金 | 600万円 |
| 3、事業休止期間中の収益補償金 | 300万円 |
| 4、事業休止期間中の経費補償金 | 100万円 |

課税関係がよく判りません。

A 公共事業の施行のために所有する土地や建物を収容され、やむを得ず事業等を休

公共事業により 受けた収益補償金

止したり廃止した場合、事業施行者から交付される各種補償金については、いくつかの課税上の特例があります。

基本的には、敷地、建物等の対価補償金は、取用等の課税特例の適用を受けることができます。

収益補償金と経費補償金は原則的に事業所得等の金額の計算上で総収入金額に算入します。

ただし、建物の取用等に伴い収益補償金名義で補償金の交付を受けたものが、建物の対価補償金として交付を受けた金額が取用等をされた建物の再取得価額（同一の建物を新築するものと仮定した場合の取得価額）に満たない場合に、収益補償金名義のうちその満たない金額に相当する金額を事業所得等の総収入金額に算入せずに、譲渡所得の計算上で建物の対価補償金として計算したときは、これを認める取扱いとなっています。

上場株式と非上場株式 の損益通算は今年中に

来年からの所得税の金融証券税制の屋台骨が改組されます。金融証券一体化の進化として、社債と株式の分類よりも、上場か非上場か、オーナー会社か、非オーナー会社か、市場性があるかないか、の分類が重要になります。

現在も。上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等とが別々の分離課税制度とされていますが、さらにその延長として、上場株式等のグループには、譲渡所得等・配当所得にさらに公社債等の利子所得が加わることになります。

上場グループの中では、これら3種の所得の相違を超えた一体課税を選択できることになります。

その上で、上場グループと非上場グループの間に越えられない垣根が作られます。その結果、上場株式の譲渡損益と非上場株式の譲渡損益とは、同じ株式等に係る譲渡所得であるにも拘わらず、来年からは、垣根を越えた各株式の譲渡損益の通算が不可能になります。非上場の自社株譲渡で生じた損益を上場株式の譲渡損益にぶつけるなどのプランは実行できなくなります。

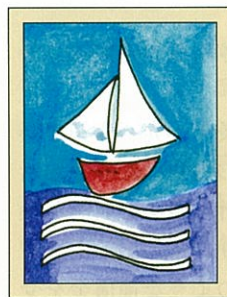
それで、今年中にこのプランを実行しておこう、と考える方も出てくるのではないかと、思われます。そんな場合に気をつけたいのは、非上場株式に係る譲渡損を生じさせるときです。

(1) 法人への低額譲渡

個人株主が法人へ著しい低額譲渡をした場合には、時価で譲渡したものとみなして課税されます。また、買手法人側も受贈益課税を受けることになります（自己株式等を除く）。気を付けないと譲渡損が譲渡益に変わってしまうことになるかもしれません。

(2) 個人間の低額譲渡

個人間取引には、時価取引とみなして譲渡課税される規定はありません。ただし、個人株主が時価の半分以下の価額で譲渡した場合には「譲渡損はなかったもの」とみなされます。従って、この場合、「上場株式の譲渡益と非上場株式の譲渡損を通算する」というプランは成立しません。その上、低額譲り受けの買手側の個人に対し、贈与税が課税されます。個人間取引では、課税トラブルを避けるために「相続税評価額」以上の価額とすべきでしょう。



希望を捨てなかつた人だけが
最後に笑う。
未来に目を向けていれば
嵐の去るのは早い。

(松下幸之助)

春は「日永」、夏は「短夜」といいますが、同じ意です。春は暖かな日の永いことを喜び、夏は明けやすい短夜を惜しむ。夏至は一年中で最も夜の短い日です。「夏は夜。月のころはさらなり。」と枕草子にありますが、清少納言は、春は曙、夏は夜、秋は夕暮、冬は早朝を、それぞれ賛美しています。

「短夜のつきつき暁ける
嶺の数 龍太」
6日芒種、22日夏至。

6月の税務メモ

(国税)

- 5月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く） 10日
- 所得税の予定納税額の通知（税務署長より） 15日
- 4月決算法人の確定申告 30日
- 10月決算法人の中間（予定）申告

(地方税)

- 5月分個人住民税特別徴収分の納付
- 4月決算法人の確定申告
- 10月決算法人の中間（予定）申告
- 個人住民税の普通徴収第1期分納付（条例による）

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。